

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）  
新旧対照表  
（案）

# 目 次

## 第1章 総則

第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第4節 県土の地勢と地震	2
第5節 地震、津波の想定	3

## 第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	4
第4節 避難対策計画	5
第9節 交通施設安全確保計画	6
第12節 津波災害予防計画	7
第15節 震災に関する調査研究	9
第16節 大規模地震対策に係る北海道・東北の各県等との連携	10

## 第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	11
第1節の2 広域防災拠点活動計画	13
第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画	14
第5節 広報広聴計画	16
第10節 県、市町村等応援協力計画	17

## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第2節 災害対策本部等の設置等	18
第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	19

頁	現 計 画	修 正 案																																
2-1-2	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="256 394 841 938"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="256 1028 841 1305"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店	[略]	[略]	[略]	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="866 394 1450 938"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="866 1028 1450 1305"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店 <u>東北電力ネットワーク(株)岩手支社</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店 <u>東北電力ネットワーク(株)岩手支社</u>	[略]	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北電力(株)岩手支店	[略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北電力(株)岩手支店 <u>東北電力ネットワーク(株)岩手支社</u>	[略]																																	
[略]	[略]																																	
修正理由	○ 関係機関との調整																																	

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-10	<p style="text-align: center;"><b>第4節 県土の地勢と地震</b></p> <p><b>第1、2 [略]</b></p> <p><b>第3 断層と地震活動</b></p> <p>[略]</p> <p>なお、<u>最近活動したことのある断層、又は将来活動する可能性のある断層を活断層と呼んでいるが</u>、県内では1896年の陸羽地震の際に活動した川舟断層が、その例としてよく知られている。</p> <p>そのほか、盛岡市南西部より花巻温泉にかけて北上盆地と奥羽山脈との堤を画する南昌山、上平、黒森山の各断層群、雫石盆地西縁の西根断層、胆沢扇状地を切る出店断層等も活断層とされており、更に活断層と推定される断層は、相当多数存在している。</p> <p><b>第4 海岸と津波災害</b></p> <p>本県は、約700キロメートルの長い海岸によって太平洋に面し、この間に6港の重要及び地方港湾と<u>111港</u>の大小漁港が点在し、これらの港湾、漁港を中心として市街地集落が形成されている。</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 県土の地勢と地震</b></p> <p><b>第1、2 [略]</b></p> <p><b>第3 断層と地震活動</b></p> <p>[略]</p> <p>なお、<u>過去に繰り返し地震を起こし、将来も地震を起こすと考えられている断層を活断層と呼んでいるが</u>、県内では1896年の陸羽地震の際に活動した川舟断層が、その例としてよく知られている。</p> <p>そのほか、盛岡市南西部より花巻温泉にかけて北上盆地と奥羽山脈との堤を画する南昌山、上平、黒森山の各断層群、雫石盆地西縁の西根断層、胆沢扇状地を切る出店断層等も活断層とされており、更に活断層と推定される断層は、相当多数存在している。</p> <p><u>政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会では、岩手県に位置する主要活断層帯として、折爪断層、北上低地西縁断層帯（南昌山断層群、上平断層群、横森山断層、法量野－滝沢断層、天狗森断層、出店断層など）、雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯（西根従属断層、晴山沢断層、袖山断層、西根断層、北川舟西の断層、川舟断層、割倉山断層）があるとしている。</u></p> <p><u>なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。</u></p> <p><b>第4 海岸と津波災害</b></p> <p>本県は、約700キロメートルの長い海岸によって太平洋に面し、この間に6港の重要及び地方港湾と<u>99港</u>の大小漁港が点在し、これらの港湾、漁港を中心として市街地集落が形成されている。</p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 関係機関との調整	

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-12	<p style="text-align: center;"><b>第5節 地震、津波の想定</b></p> <p><b>第1 地震、津波の想定の基本的な考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 平成23年東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。</li> <li>○ 当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。</li> </ul> <p><b>第2 想定する地震の考え方</b></p> <p>本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 地震、津波の想定</b></p> <p><b>第1 地震、津波の想定の基本的な考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 平成23年 <u>(2011年)</u> 東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。</li> <li>○ 当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年 <u>(2011年)</u> 東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。</li> </ul> <p><b>第2 想定する地震の考え方</b></p> <p>本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については平成23年 <u>(2011年)</u> 東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-1	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の<u>男女ニーズの違い等男女双方の視点</u>にも配慮する。</p> <p><b>第2 防災知識の普及</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>津波警報、避難指示（緊急）等の意味及び内容</u></p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 津波防災マップの作成</p> <p>○ 県は、平成23年東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し、関係市町村長に通知するとともに公表する。</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の<u>性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点</u>にも配慮する。</p> <p><b>第2 防災知識の普及</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>緊急地震速報、津波警報、避難指示（緊急）等の意味及び内容</u></p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 津波防災マップの作成</p> <p>○ 県は、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し、関係市町村長に通知するとともに公表する。</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-7	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p>1 [略]</p> <p><b>2 海岸線を有する市町村の津波避難計画</b></p> <p>○ 海岸線を有する市町村は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令</p> <p>ク～コ [略]</p> <p>○ 市町村は、津波避難計画を策定する場合においては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平成23年東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波対策を構築すること。</p> <p><b>第8 津波に対する住民等の予防措置</b></p> <p><b>1 住民の予防措置</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村の<u>避難の勧告又は避難指示</u>に従って行動する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p>1 [略]</p> <p><b>2 海岸線を有する市町村の津波避難計画</b></p> <p>○ 海岸線を有する市町村は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>避難指示（緊急）等</u>の発令</p> <p>ク～コ [略]</p> <p>○ 市町村は、津波避難計画を策定する場合においては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平成23年<u>（2011年）</u>東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波対策を構築すること。</p> <p><b>第8 津波に対する住民等の予防措置</b></p> <p><b>1 住民の予防措置</b></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村の<u>避難指示等</u>に従って行動する。</p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-20	<p style="text-align: center;"><b>第9節 交通施設安全確保計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 道路施設</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 橋梁の整備</p> <p>○ <u>震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。</u></p> <p>ア 「橋、高架の道路等の技術指針について」(道路橋示方書)(平成8年11月、建設省都市局長及び道路局長通達)に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。</p> <p>イ <u>上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。</u></p> <p>ウ <u>新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。</u></p> <p>3 横断歩道橋の整備</p> <p>○ <u>震災時において、横断歩道橋が落下等により交通障害物になることを防止するため、所管横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。</u></p> <p>ア <u>本体と階段の取付部を中心とした横断歩道橋の耐震点検調査を実施する。</u></p> <p>イ <u>上記調査に基づき、補強等対策工事が必要とされた横断歩道橋について、落下防止補強工事を実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 交通施設安全確保計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 道路施設</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 橋梁の整備</p> <p><u>震災時において、橋梁の機能を確保するため、所管する橋梁について、道路法施行規則に基づく定期点検及び健全性の診断を行い、必要な修繕等を実施する。また、所管する橋梁の耐震性能が「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)に適合しない橋梁については、必要な補強等を実施し、所定の耐震性能を確保する。</u></p> <p>3 横断歩道橋の整備</p> <p><u>震災時において、横断歩道橋、シェルター、シェッド、大型カルバート、門型標識等の道路を跨ぐ大型道路構造物からの部材落下等により交通障害が発生することを防止するため、所管する大型道路構造物について、道路法施行規則に基づく定期点検及び健全性の診断を行い、必要な修繕や補強等を実施する。</u></p>
修正理由	○ 所要の修正	



頁	現 計 画	修 正 案																																
2-2-29	<p style="text-align: center;"><b>第 12 節 津波災害予防計画</b></p> <p><b>第 1</b> [略]</p> <p><b>第 2 津波災害予防事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 湾口防波堤や防潮堤、河川堤防、水門、陸こうなど海岸保全施設の整備に当たっては、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適した効果的な配置とする。この場合において、海岸保全施設の復旧・整備に当たっては、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による海岸保全施設の破壊メカニズムについて詳細な検証を実施し、計画規模を超える津波に対しても破壊されにくい構造を検討する。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">また、水門や陸こうについては、操作員の安全を確保するため、操作の電動化・遠隔化、通信手段・電源等の多重化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防潮堤防等の設置と並行して、津波の被害を軽減することを目的とした海岸防災林造成事業を進める。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="284 1115 837 1344"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮対策事業</td> <td>野田海岸</td> <td>H18～H29</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 3</b> [略]</p> <p><b>第 4 海岸地域の津波防災化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による津波により被災した住宅地や集落については、海岸保全施設の配置計画と市街地・集落の立地や産業の形態を考慮し、住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保する。</li> </ul> <p><b>1 土地利用上の対策</b></p> <p>(1) 津波防災上の土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による津波により被災した市街地については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、</li> </ul>	事業名	施行箇所	施行年度	所管	[略]	[略]	[略]	[略]	海岸高潮対策事業	野田海岸	H18～H29	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第 12 節 津波災害予防計画</b></p> <p><b>第 1</b> [略]</p> <p><b>第 2 津波災害予防事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 湾口防波堤や防潮堤、河川堤防、水門、陸こうなど海岸保全施設の整備に当たっては、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適した効果的な配置とする。この場合において、海岸保全施設の復旧・整備に当たっては、平成 23 年(2011年)東北地方太平洋沖地震による海岸保全施設の破壊メカニズムについて詳細な検証を実施し、計画規模を超える津波に対しても破壊されにくい構造を検討する。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">また、水門や陸こうについては、操作員の安全を確保するため、操作の電動化・遠隔化、通信手段・電源等の多重化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防潮堤防等の設置と並行して、津波の被害を軽減することを目的とした海岸防災林造成事業を進める。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="893 1115 1447 1344"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮対策事業</td> <td>野田海岸</td> <td>H1～R1</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 3</b> [略]</p> <p><b>第 4 海岸地域の津波防災化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 平成 23 年(2011年)東北地方太平洋沖地震による津波により被災した住宅地や集落については、海岸保全施設の配置計画と市街地・集落の立地や産業の形態を考慮し、住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保する。</li> </ul> <p><b>1 土地利用上の対策</b></p> <p>(1) 津波防災上の土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ 平成 23 年(2011年)東北地方太平洋沖地震による津波により被災した市街地については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住</li> </ul>	事業名	施行箇所	施行年度	所管	[略]	[略]	[略]	[略]	海岸高潮対策事業	野田海岸	H1～R1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
事業名	施行箇所	施行年度	所管																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
海岸高潮対策事業	野田海岸	H18～H29	[略]																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
事業名	施行箇所	施行年度	所管																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
海岸高潮対策事業	野田海岸	H1～R1	[略]																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															

	<p>業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中枢となる市町村庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置する。あわせて、避難時間を短縮する防浪（避難）ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 津波災害警戒区域内の情報伝達等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、<u>予報及び警報</u>伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、<u>予報及び警報</u>の伝達方法を定めるものとする。</p>	<p>宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中枢となる市町村庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置する。あわせて、避難時間を短縮する防浪（避難）ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 津波災害警戒区域内の情報伝達等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、<u>津波警報等</u>、津波に関する情報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう<u>津波警報等</u>、津波に関する情報の伝達方法を定めるものとする。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-38	<p style="text-align: center;"><b>第 15 節 震災に関する調査研究</b></p> <p><b>第 1 [略]</b></p> <p><b>第 2 調査研究</b></p> <p>○ 防災関係機関は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による津波等の対応に関する検証を十分に行うとともに、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 15 節 震災に関する調査研究</b></p> <p><b>第 1 [略]</b></p> <p><b>第 2 調査研究</b></p> <p>○ 防災関係機関は、平成 23 年 <u>(2011 年)</u> 東北地方太平洋沖地震による津波等の対応に関する検証を十分に行うとともに、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-39	<p style="text-align: center;"><b>第 16 節 大規模地震対策に係る 北海道・東北の各県等との連携</b></p> <p><b>第 1 基本方針</b></p> <p>国の地震調査研究推進本部の長期評価によれば、東北地方太平洋沖地震の影響で、宮城県沖地震の地震発生確率は不明となっている。一方、平成 23 年東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、その震源域である、三陸沖中部、宮城県沖、三陸沖南部海溝寄り、福島県沖、茨城県沖、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの一部（三陸沖中部から三陸沖南部海溝寄りに至る領域の海溝寄りの部分）では今後も M7 を超える余震が発生する可能性があるとしてされている。また、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域では、Mt8.6-9.0 前後の津波地震や M8.2 前後（Mt8.3 前後）の正断層型の地震の発生が想定されており、甚大な被害となることが懸念されている。</p> <p>このため、県は、甚大な被害の発生が懸念されている北海道・東北の各県等と連携し、宮城県沖地震や大規模地震に係る対策を強化・推進する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 16 節 大規模地震対策に係る 北海道・東北の各県等との連携</b></p> <p><b>第 1 基本方針</b></p> <p>国の地震調査研究推進本部の長期評価によれば、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の影響で、宮城県沖地震の地震発生確率は不明となっている。一方、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、その震源域である、三陸沖中部、宮城県沖、三陸沖南部海溝寄り、福島県沖、茨城県沖、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの一部（三陸沖中部から三陸沖南部海溝寄りに至る領域の海溝寄りの部分）では今後も M7 を超える余震が発生する可能性があるとしてされている。また、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域では、Mt8.6-9.0 前後の津波地震や M8.2 前後（Mt8.3 前後）の正断層型の地震の発生が想定されており、甚大な被害となることが懸念されている。</p> <p>このため、県は、甚大な被害の発生が懸念されている北海道・東北の各県等と連携し、宮城県沖地震や大規模地震に係る対策を強化・推進する。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																				
2-3-1	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="256 439 839 622"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 廃止基準等</p> <p>○ 災害警戒本部は、<u>県内に震度4の地震が発生した場合等において、</u>本部長が、災害発生のおそれなくなると認めるときに廃止する。</p> <p>2 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="256 981 839 1388"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ 災害特別警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>ア 地震、津波に関する<u>気象予報・警報等の受領</u>及び関係機関への伝達</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 本部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>県内に震度5強の地震が発生した場合</u></p>	設置基準	設置の対象	県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	[略]	設置基準	設置の対象	[略]	[略]	県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="865 439 1447 622"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内で震度4又は震度5弱を観測した場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 廃止基準等</p> <p>○ 災害警戒本部は、<u>県内で震度4を観測した場合等において、</u>本部長が、災害発生のおそれなくなると認めるときに廃止する。</p> <p>2 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="865 981 1447 1388"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県内で震度4又は震度5弱を観測した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ 災害特別警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>ア 地震、津波に関する予報・警報等の受領及び関係機関への伝達</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>指定職員配備（1号）体制、 本部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>県内で震度5強を観測した場合</u></p>	設置基準	設置の対象	県内で震度4又は震度5弱を観測した場合	[略]	設置基準	設置の対象	[略]	[略]	県内で震度4又は震度5弱を観測した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	[略]
設置基準	設置の対象																					
県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	[略]																					
設置基準	設置の対象																					
[略]	[略]																					
県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	[略]																					
設置基準	設置の対象																					
県内で震度4又は震度5弱を観測した場合	[略]																					
設置基準	設置の対象																					
[略]	[略]																					
県内で震度4又は震度5弱を観測した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	[略]																					

	<p>広域支部及び地方支部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>所管区域内の市町村に震度6弱の地震が発生した場合</u></p> <p>主査以上配備（2号）体制、 本部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>県内に震度6弱の地震が発生した場合</u></p> <p>広域支部及び地方支部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>所管区域内の市町村に震度6弱の地震が発生した場合</u></p> <p>全職員配備（3号）体制、 本部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>県内に震度6強又は震度7の地震が発生した場合</u></p> <p>広域支部及び地方支部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>所管区域内の市町村に震度6強又は震度7の地震が発生した場合</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p><b>第3 県の職員の動員配備体制</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p><b>4 自主参集</b></p> <p>○ 各配備体制の対象となる職員は、<u>県内に震度5強以上の地震が発生し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合</u>においては、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。</p>	<p>広域支部及び地方支部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>所管区域内の市町村で震度6弱を観測した場合</u></p> <p>主査以上配備（2号）体制、 本部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>県内で震度6弱を観測した場合</u></p> <p>広域支部及び地方支部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>所管区域内の市町村で震度6弱を観測した場合</u></p> <p>全職員配備（3号）体制、 本部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>県内で震度6強又は震度7を観測した場合</u></p> <p>広域支部及び地方支部の設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>所管区域内の市町村で震度6強又は震度7を観測した場合</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p><b>第3 県の職員の動員配備体制</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p><b>4 自主参集</b></p> <p>○ 各配備体制の対象となる職員は、<u>県内で震度5強以上を観測し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合</u>においては、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
2-3-15	<p style="text-align: center;">第1節の2 広域防災拠点活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 広域防災拠点の開設等</p> <p>1 開設基準</p> <table border="1" data-bbox="284 349 839 667"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>開設基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震災害</td> <td><u>県内に震度6弱以上の地震が発生し、</u>県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類	開設基準	地震災害	<u>県内に震度6弱以上の地震が発生し、</u> 県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第1節の2 広域防災拠点活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 広域防災拠点の開設等</p> <p>1 開設基準</p> <table border="1" data-bbox="892 349 1447 667"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>開設基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震災害</td> <td><u>県内で震度6弱以上を観測し、</u>県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類	開設基準	地震災害	<u>県内で震度6弱以上を観測し、</u> 県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合	[略]	[略]
災害の種類	開設基準													
地震災害	<u>県内に震度6弱以上の地震が発生し、</u> 県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合													
[略]	[略]													
災害の種類	開設基準													
地震災害	<u>県内で震度6弱以上を観測し、</u> 県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合													
[略]	[略]													
修正理由	○ 所要の修正													

頁	現 計 画	修 正 案																		
2-3-16	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="256 483 837 981"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの<u>発現時刻</u>を速報。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p> <p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、<u>地震の規模が過小に推定されるおそれがあることから、この場合においては予想される津波の高さを定性的表現で発表する。</u></p> <p>○ 予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合においては、<u>その後の情報として、数値で示した予想される津波の高さを発表する。</u></p> <p>イ 津波情報の種類と内容</p> <p>(※2)・ [略]</p> <p>・ [略]</p> <p>・ <u>ただし、沿岸からの距離が100kmを超</u></p>	種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報。	[略]	[略]	[略]	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="863 483 1444 981"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（<u>全国を188地域に区分</u>）と地震の揺れの<u>検知時刻</u>を速報。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p> <p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、<u>通常は5段階の数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を求めることができないことから、その海域における最大の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。</u></p> <p>○ 予想される津波の高さを「<u>巨大</u>」や「<u>高い</u>」という言葉で発表した場合においては、その後、<u>地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。</u></p> <p>イ 津波情報の種類と内容</p> <p>(※2)・ [略]</p> <p>・ [略]</p> <p>・ <u>沿岸からの距離が100kmを超えるよう</u></p>	種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（ <u>全国を188地域に区分</u> ）と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報。	[略]	[略]	[略]
種類	発表基準	内容																		
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報。																		
[略]	[略]	[略]																		
種類	発表基準	内容																		
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（ <u>全国を188地域に区分</u> ）と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報。																		
[略]	[略]	[略]																		



	<p>えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大波の観測値の発表内容（沿岸から100 km程度以内にある沖合の観測点）は以下のとおり。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="258 573 839 1299"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ &gt; 3m</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ &gt; 1m</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸からの距離が100 kmを超える沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は以下のとおり。</li> </ul> <p>ウ [略] (3) 津波警報等における津波予報区と<u>海域名</u></p>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	[略]	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	[略]	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	[略]	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	[略]	津波注意報	(すべて数値で発表)	[略]	<p>な沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、<u>数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沖合で観測された津波の最大波の観測値（沿岸から100 km程度以内にある沖合の観測点）及び沿岸での推定値の発表内容は以下のとおり。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="868 573 1449 1299"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報を 発表中</td> <td>3 m超</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3 m以下</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報を 発表中</td> <td>1 m超</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1 m以下</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>津波注意報を 発表中</td> <td>(すべての場合)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略] (3) 津波警報等における津波予報区と<u>震央地名</u></p>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報を 発表中	3 m超	[略]	3 m以下	[略]	津波警報を 発表中	1 m超	[略]	1 m以下	[略]	津波注意報を 発表中	(すべての場合)	[略]
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	[略]																																
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	[略]																																
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	[略]																																
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	[略]																																
津波注意報	(すべて数値で発表)	[略]																																
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																
大津波警報を 発表中	3 m超	[略]																																
	3 m以下	[略]																																
津波警報を 発表中	1 m超	[略]																																
	1 m以下	[略]																																
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	[略]																																
修正理由	○ 所要の修正																																	

頁	現 計 画	修 正 案																
2-3-32	<p style="text-align: center;"><b>第5節 広聴広報計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" data-bbox="256 302 839 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第5節 広聴広報計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" data-bbox="865 302 1447 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	[略]	[略]	東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社	[略]	[略]	[略]
実施機関	広聴広報活動の内容																	
[略]	[略]																	
東北電力(株)岩手支店	[略]																	
[略]	[略]																	
実施機関	広聴広報活動の内容																	
[略]	[略]																	
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社	[略]																	
[略]	[略]																	
修正理由	○ 所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-42	<p style="text-align: center;"><b>第 10 節 県、市町村等応援協力計画</b></p> <p><b>第 1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 10 節 県、市町村等応援協力計画</b></p> <p><b>第 1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</p> <p style="text-align: center;"><u>また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。</u></p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-2	<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害対策本部等の設置等</b></p> <p><b>第1、2 [略]</b></p> <p><b>第3 県の職員の動員配備体制</b></p> <p>通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するとともに、各配備体制の対象となる職員は、<u>県内に震度5強以上の地震が発生し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合</u>においては、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集することとする。</p> <p>なお、配備体制、動員の方法及び参集場所等の職員の参集計画は、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害対策本部等の設置等</b></p> <p><b>第1、2 [略]</b></p> <p><b>第3 県の職員の動員配備体制</b></p> <p>通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するとともに、各配備体制の対象となる職員は、<u>県内で震度5強以上を観測し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合</u>においては、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集することとする。</p> <p>なお、配備体制、動員の方法及び参集場所等の職員の参集計画は、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-6	<p>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1～4 [略]</p> <p>第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 [略]</p> <p>2 電気</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定公共機関東北電力(株)岩手支店が行う措置は、別に定めるところによる。</p>	<p>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1～4 [略]</p> <p>第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 [略]</p> <p>2 電気</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定公共機関東北電力(株)岩手支店及び<u>東北電力ネットワーク(株)岩手支社</u>が行う措置は、別に定めるところによる。</p>
修正理由	○ 所要の修正	